

消費生活センターだより

## 暮らしのスクラム



## 第32回消費生活展のご案内

日時：10月19日(土) 午前9時45分～午後4時

場所：東大阪市立消費生活センター

テーマ：語ろう 学ぼう 楽しもう かしこい消費者になるために！

参加団体のパネル展示・手作りコーナー キッズマーケット(親子で楽しむフリーマーケット)  
立体切紙(kirittai)の実演 (紙とハサミで造りだされる立体造形) など

クイズラリー参加者に防災グッズセット進呈(無くなり次第終了)  
スタンプラリーでお菓子がもらえるよ！(お子様限定)



## 長期の新聞契約にご注意！！



## 事例1

「とりあえずサインだけ」と言われ、契約書の内容を確認せずに名前を書いた。ある日突然、新聞が配達されたので販売店に問い合わせると「今月から3年間の契約をしている」と言われた。今取っている新聞と重複してしまう。

## 【アドバイス】

契約書の内容(特に購読期間)は必ず確認し、契約期間満了までしっかり保管しましょう。いったん契約が成立すると一方的にやめるのは困難です。

## 事例2

「一万円分の商品券をあげるから3年間新聞を取って欲しい」と言われ、断り切れず契約した。半年後、家の事情で解約を申し出たところ、「契約時に渡した商品券代と解約料を支払え」と言われた。

## 【アドバイス】

強引な勧誘や過大な景品に惑わされないようにしましょう。また長期間の契約はトラブルのもとです。「これくらいの期間なら大丈夫」と思っている場合でも事情が変わる可能性があります。冷静に判断し、必要のないものはきっぱりと断りましょう。

## ～訪問販売による新聞購読契約のトラブルが後を絶ちません～

訪問販売で新聞契約をした場合、書面を受け取った日を含め8日間であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。この期間を過ぎると販売店と消費者との話し合いで解決するしかなく、無条件での解約は困難です。

景品で決めるのではなく、新聞の中身で選びましょう。

期間の定めのない契約にしていれば、いつでも解約できます。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 還付金詐欺にご注意！！

市役所ですが、払いすぎた医療費の還付金がありますよ～

コンビニのATMに行き、私の言うとおりに操作してください。今日までが期限ですよ。



まあ、還付があるのね。



市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費などの還付のためにATM(現金自動受払機)に誘導し送金させる「還付金詐欺」が増えています。期限が迫っているとせかし、金融機関ではなくコンビニやスーパーなどのATMに誘導されるのが特徴です。一度支払ってしまうと返金は極めて困難です。公的機関の職員が還付金受け取りのためにATMで操作するよう電話することはありません。

不審と思ったら最寄りの警察署や消費生活センターにご相談を！



## 消費生活センターご案内

消費生活相談窓口は

電話 : 072-965-0102  
受付 : 午前9時30分～午後4時まで  
(土・日・祝日を除く)

来所相談の場合は、事前に電話予約してください。  
交通  
近鉄奈良線若江岩田駅下車 北東約400m

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター  
TEL 072-965-6002 (事務所)  
FAX 072-962-9385  
開館時間 午前9時から午後5時30分まで

... 相談窓口ではこんなことをしています ...

**自主交渉の助言** 消費者がご自分で解決できる方法を助言します。  
**苦情処理の斡旋** 契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。  
**専門機関の紹介** センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。  
**消費生活にかかわる情報提供など**



### 消費生活センターでお受けできない相談

・ 事業者からの相談 ・ 個人間のトラブル ・ 行政への苦情 ・ 損害賠償の請求

土曜・日曜の相談窓口

土曜日... (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 06-4790-8110

日曜日... (社)全国消費生活相談員協会 06-6203-7650